

令和6年12月13日

**インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に
対する改善指導について（令和6年7月～9月）**

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善指導等を行いました。

消費者庁は、令和6年7月から9月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している127事業者による152商品の表示について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を依頼しました。

消費者庁は、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室

電話 03（3507）7563

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：令和6年7月から9月まで
- (2) 検索方法：一般的な検索エンジンを用いて、キーワードによる検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認。

2. 監視結果及び改善指導

監視の結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している127事業者による152商品について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善指導を行った。

また、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、同指導を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を依頼した。

3. 表示されていた健康保持増進効果等（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 (農産物、水産物) 【6商品】	・ 肝臓機能向上、夏バテ予防、生活習慣病予防、不安やストレスの緩和、睡眠の質改善、学習能力や記憶力の向上、糖尿病や肥満の防止、がん予防に効果を有すること等を標ぼうする表示
加工食品 (農産加工品、果実加工品、水産加工品等) 【35商品】	・ がん予防、腸活、熱中症予防、免疫力向上、学習・記憶能力の向上、骨粗しょう症予防、認知障害緩和、美肌、風邪予防、動脈硬化予防、ウィルス性感染症予防、腫瘍細胞の成長抑制、脳卒中予防に効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 (茶、コーヒー及びココア調製品) 【8商品】	・ 紫外線対策、血糖値上昇の抑制、血流改善、美肌、アンチエイジング、体脂肪減少、むくみ改善、冷え性改善、活性酸素除去、免疫力向上、風邪予防、老化防止、若返りに効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、顆粒状等) 【123商品】	・ 老化予防、認知症予防、がん予防、心筋梗塞予防、脳梗塞予防、白内障予防、動脈硬化予防、関節痛緩和、糖尿病予防、高血圧予防、アレルギー症状改善、花粉症改善、熱中症予防、精力増強に効果を有すること等を標ぼうする表示 ・ 女性ホルモンの活性化に働きかけ、美白、シミ防止、薄毛・白髪の改善、乳がん予防、不妊予防、更年期障害改善に効果を有すること等を標ぼうする表示

4. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善指導件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
令和5年度 合計	771	792	771	792
令和6年4月～6月	151	160	151	160
令和6年7月～9月	127	152	—	—

5. 参照条文

健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2（略）

（勧告等）

第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4（略）

（注）健康増進法第65条第1項の「何人」の解釈については、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日全部改定）第3の3の（2）及び（3）を参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

インターネット監視とは

インターネット監視は、事業者の自主的な意思の下、健康増進法違反のおそれのある表示を修正又は削除させることにより、不適切な内容の表示を迅速かつ効率的に排除し、国民に対する正確な情報の伝達を促すことを目的として実施。

インターネット監視業務の執行イメージ

